

九	令別表第一の二の七の項に掲げる乾燥施設	七〇〇立方センチメートル
十	令別表第一の二の八の項に掲げる洗淨施設	四〇〇立方センチメートル
十一	令別表第一の二の九の項に掲げる貯蔵タンク	六〇、〇〇〇立方センチメートル

別表第六（第十六条関係）・別表第七（第十六条の四関係）（略）

様式第一・様式第二（略）

様式第二の二

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の 印  
氏名

大気汚染防止法第 17 条の 4 第 1 項（第 17 条の 5 第 1 項、第 17 条の 6 第 1 項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類		※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果	
		※備考	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。		

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
  - 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙 2 の届出は必要ない。

## 揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)		
	排風機の排風能力 (m <sup>3</sup> /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )		
	容 量 (k l)		
1日の使用時間及び月使用日数等		時間/回 時~ 回/日 日/月 時	時間/回 時~ 回/日 日/月 時
排 出 ガ ス 量 (Nm <sup>3</sup> /h)			
使用する主な揮発性有機化合物の種類			
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 p p m (炭素換算))			
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式			
設	置	年	月
		日	
年	月	日	
着	手	予	定
年	月	日	
年	月	日	
使	用	開	始
年	月	日	
年	月	日	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm <sup>3</sup> /h)		
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容 量 比 p p m (炭 素 換 算 ) )	処 理 前	
		処 理 後	
	処 理 効 率 ( % )		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第二の三

受 理 書

第 号

年 月 日

殿

都道府県知事 印  
市 長

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第 17 条の 4 第 1 項 (第 17 条の 5 第 1 項、第 17 条の 6 第 1 項)
届 出 の 内 容	揮発性有機化合物排出施設の設置 (揮発性有機化合物排出施設の使用、揮発性有機化合物排出施設の構造の変更、揮発性有機化合物排出施設の使用の方法の変更、揮発性有機化合物の処理の方法の変更)
届出に係る揮発性有機化合物排出施設の種類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第三 (略)

様式第四

氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第五

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、  
特定粉じん発生施設）使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 印

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第六

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名 印

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
施設の種類		※施設番号		
施設の設置場所		※備考		
承継の年月日				年 月 日
被承継者	氏名又は名称			
	住所			
承継の原因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第六の二・様式第七（略）

表

← 12センチメートル →	
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">第 号</p> <p style="text-align: center;">大気汚染防止法第 26 条第 3 項の規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 都道府県知事 印 市 長</p>	↑ ..... ノ ト ー メ タ ル ..... 8 ..... ↓

裏

大気汚染防止法抜粋

第 26 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 31 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

三 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年六月十日環境省令第十四号）

附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、第十五条の二の規定は、この省令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは適用しない。
- 3 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の二の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に係る同項の規定の適用については、同項の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量は、平成二十二年四月一日から当分の間、七〇〇立方センチメートルとする。
- 4 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の十一の項の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）については、第十五条の二の規定は、平成二十二年四月一日から当分の間、容量が二、〇〇〇キロリットル以上のものについて適用する。

都道府県知事・指定市市長・中核市市長 殿

環境省環境管理局长

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知）

昨年の第 159 回国会において大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 56 号。以下「改正法」という。）が可決、成立し、平成 17 年 6 月 1 日から施行された（ただし、同日から施行されるのは定義等に係る一部の規定のみであり、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出の規制（届出、排出基準の遵守及び測定義務付け）に係る規定の施行期日は平成 18 年 4 月 1 日である。大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 17 年 5 月 27 日政令第 188 号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年 5 月 27 日政令第 189 号及び平成 17 年 6 月 10 日政令第 207 号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年 6 月 10 日環境省令第 14 号）及び揮発性有機化合物濃度の測定法（平成 17 年 6 月 10 日環境省告示第 61 号）が制定、公布されたところである。

改正法は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、その原因物質の一つである VOC の排出及び飛散の抑制を図ることを目的に制定されたものであり、これに基づき、平成 18 年 4 月 1 日から VOC の排出の規制が開始される。貴職におかれては、改正法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正の背景

浮遊粒子状物質や光化学オキシダントに係る大気汚染の状況はいまだ深刻であり、現在においても、浮遊粒子状物質による人の健康への影響が懸念され、また、光化学オキシダントによる健康被害が数多く届出されており、これに緊急に対処することが必要となっている。

浮遊粒子状物質の対策としては、自動車排出ガス単体規制の強化や低公害車の普及促進措置に加え、平成 13 年の改正により粒子状物質対策が位置づけられた自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく車種規制等を実施してきたところであるが、大都市地域を中心として環境基準の達成率が低く、依然として厳しい状況にある。

光化学オキシダントの対策としては、工場・事業場及び自動車に対して、その原因物質の一つである窒素酸化物の排出規制を実施してきたところであるが、光化学オキシダント注意報等がしばしば発令されており、これを改善することが当面の課題となっている。

これまでの研究により、VOC は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因となる物質（前駆物質）の一つであることが明らかになっている。VOC は工場・事業場及び自動車から排出されるが、自動車排出ガスについては、炭化水素（VOC の一種）の排出規制を数次にわたって強化してきたため、現在の我が国全体の VOC 排出量の 9 割が工場等の固定発生源からのものとなっている。

政府においては、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づき粒子状物質総量削減基本方針を決定し（平成 14 年 4 月閣議決定）、平成 22 年度までに粒子状物質対策地域（3 大都市圏）において浮遊粒子状物質に係る環境基準をおおむね達成することを目標としている。この目標の達成のため